

報告第1号

専決処分の報告について

次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月18日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

専決第3号

四條畷市税条例の一部を改正する条例の制定について

四條畷市税条例の一部を改正することについて、次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

四條畷市長 銭 谷 翔

四條畷市税条例の一部を改正する条例

四條畷市税条例（平成17年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第11条中「、第90条の6第1項」を削り、同条第2号、第3号「第90条の6第1項の申告書、」を削る。

第19条中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第89条第2項を削り、第3項を第2項とし、第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第90条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第90条の3から第90条の8までを削る。

第91条中「の環境性能割及び種別割」を削る。

第92条見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第93条見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第94条見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第95条見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項中及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第96条見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第97条見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、第1項、第2項及び第3項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第98条見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第99条第2項中「第89条第3項ただし書」を「第89条第2項ただし書」に、「種別

割」を「軽自動車税」に改め、第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第11条の2の見出し及び本文を削る。

附則11条の2の2に見出しとして「(個人の市民税住宅借入金等特別税額控除)」を加え、第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に、第2項中「附則第11条の2の2第1項」を「附則第11条の2第1項」に改め、第11条の2に繰り上げる。

附則第14条第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第2号イ」に、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第3号ハ」に改め、同条第18項から第20項を削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第27項」に、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第20項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

附則第15条第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8校中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別 附則第22条の見出し中「改修実演芸術公園施設」を「改修特別特定建築物」に、本文中「改修実演芸術公園施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

附則第34条の2から第34条の7までを削る。

第34条の8の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、第3項中「第446条第1項第3号」を「同項」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「及び次項」及び「の種別割」を削る。同条第4項を削る。

附則第35条見出し中「の種別割」を削り、本文第1項中「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項中「の種別割」を削り、同条第3項中「の種別割」を削る。

附則第35条の2第3項第2号中「、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項」を「及び附則第11条の2第1項」に改める。

附則第36条第3項第2号中「、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項」を「及び附則第11条の2第1項」に改める。

附則第37条第3項第2号中「、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項」を「及び附則第11条の2第1項」に改める。

附則第38条第1項中「令和8年度まで」を「令和11年度まで」に改め、同条第2項中「令和8年度まで」を「令和11年度まで」に改める。

附則第40条第5項第2号中「、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項」を「及び附則第11条の2第1項」に改める。

附則第41条第2項第2号中「、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項」を「及び附則第11条の2第1項」に改める。

附則第43条第2項第2号中「、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項」を「及び附則第11条の2第1項」に改める。

附則第43条の2第2項第2号中「、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項」を「及び附則第11条の2第1項」に改め、同条第5項第2号中「、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項」を「及び附則第11条の2第1項」に改める。

附則第44条第2項第2号中「、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項」を「及び附則第11条の2第1項」に改め、同条第5項第2号中「、附則第11条の2第1項及び附則第11条の2の2第1項」を「及び附則第11条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の四條畷市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた動向に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。